

愛媛県行政書士会と

災害時応援協定を締結

2月14日、「身近なまちの法律家」である行政書士で構成する愛媛県行政書士会と「災害時における被災者支援に関する協定」を締結しました。

災害発生時には、市からの要請に応じて、行政書士が関与できる業務の実施、被災者支援窓口の設置や、当市への会員の派遣などにご協力いただく予定です。

市役所で行われた締結式で、矢野浩司会長は「災害発生時には、行政手続きという面で私たちが持っているノウハウを公共的な使命の中で発揮していきたい」と述べられました。

今後も市では、災害への備えを強化するため、各種団体などとの協定締結を進めていきます。

問合せ 市庁舎新館5階

危機管理課

TEL 0897-52-1283



▲協定書を手にする矢野浩司会長（写真右）と玉井市長

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備えて 木造住宅の耐震診断・耐震改修

地震に対する住宅の安全性向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修を支援します。

耐震診断

耐震診断の技術者を派遣します！

【対象となる住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された、2階建て以下の一戸建て木造住宅で、延べ面積が500平方メートル以下のもの

【耐震診断技術者派遣制度】 先着80戸

■概要

対象となる住宅の耐震診断を希望する方のご自宅に、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱に定める耐震診断技術者を派遣するものです。

■費用

診断結果に対する評価料 3,000円または9,720円

【補助制度】 先着5戸

■対象となる耐震診断

愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断

■補助金の額

耐震診断費用の3分の2以内で限度額2万円

■昨年度の実績

診断費用：4万～8万円程度で平均約5万円

昭和56年5月以前に着工された木造住宅にお住まいの皆さん、3,000円から耐震診断が実施可能です！

申込期間

4月10日(月)～平成30年1月31日(水)

耐震改修

初期準備費用が最大で114万円減額！

【対象となる住宅】 先着40戸

市が実施する補助事業または耐震診断技術者派遣事業による耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅で、改修後「倒壊しない」「一応倒壊しない」と評価されたもの

■補助金の額

改修設計費用の3分の2以内で限度額20万円

改修工事費用で限度額90万円

工事監理費用の3分の2以内で限度額4万円

■代理受領制度

耐震改修費用から補助金額を差し引いた額を申請者が業者に支払い、補助金は市から業者に直接支払います。申請者が業者にいったん全額を支払う必要がなくなり、負担が軽減されます。

■昨年度の実績

設計費用：27万～57万円程度で平均約31万円

工事費用：39万～497万円程度で平均約166万円

監理費用：6万～12万円程度で平均約7万円

全ての費用（設計・工事・監理）

合計：73万～549万円程度で平均約204万円

リフォームローン優遇措置

木造住宅耐震改修補助事業を利用し、耐震改修工事を実施される方のための、優遇金利を設けたリフォームローンを右の金融機関でご利用できます。

利用可能な金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、百十四銀行西条支店、広島銀行伊予西条支店、西条市農業協同組合、周桑農業協同組合

申込先 市庁舎新館3階 建築審査課 TEL0897-52-1554